

第14回東京都環境審議会総会

平成12年3月31日

【高橋環境管理部長】 おはようございます。ご出席のご連絡をちょうだいしている方で、まだお見えになっておられない委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、定刻となりましたので、ただいまから第14回東京都環境審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局を務めさせていただいております環境保全局環境管理部長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、開会に当たりまして、斉藤環境保全局長からごあいさつを申し上げます。

【齋藤環境保全局長】 おはようございます。環境保全局長の齋藤でございます。本日は、皆様方ご多用のところ、早朝から当審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員の皆様には日ごろから東京都の環境行政につきまして、大変ご指導、ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、公害防止条例の改正につきましては、昨年3月に知事から諮問して以来、総会を3回、分科会及び特別部会、実に29回と熱心かつ精力的なご審議を賜ってまいりました。この点につきましても、改めて御礼を申し上げる次第でございます。東京都といたしましては、委員の皆様のご尽力により、現在の東京の環境危機を克服して、環境負荷の少ない、持続的発展が可能な東京を実現していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また本日はそのほかにも、平成12年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画について、あるいは東京都環境基本計画の進捗状況の点検(中間のまとめ)など、6件のご審議あるいはご報告を予定させていただいております。大変盛りだくさんな案件で恐縮でございますが、ご審議のほどをよろしくお願いする次第でございます。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【高橋環境管理部長】 議事に入ります前に、事務局から1つお願いがございます。卓上にマイクがございますので、発言の際には担当の者がマイクをお持ちいたしますので、マイクをお使いになってご発言をいただきますよう、お願いしたいと思います。

それでは横山会長、進行のほうをよろしくお願いいたします。

【横山会長】 おはようございます。横山でございます。本日は、環境審議会の委員の皆様、お忙しいところを第14回環境審議会の審議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私のほうからのごあいさつ、いずれさせていただきますが、何分本日はかなり時間が制限されておりますので、早速、第14回環境審議会の開催とさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。ちょっと座らせていただきます。

お手元でございます議事のように、本日は6件の案件がございますが、諸般の事情からかなり時間が制限されております。それで、効果的に運営、審議を進めさせていただくために、勝手にございますけ

れども、会長のほうから一応審議に当てる時間を決めさせていただきたいと思います。

第1の議題にほぼ70分、第2、第3の議題にそれぞれ15分ずつ、それから第4以降を残りの時間をもってということにさせていただきたいと思います。いろいろと審議の時間の関係上、ご不満もあろうかと思えますけれども、そのようにさせていただきたいと思いますので、まげてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは早速でございますけれども、議事1、東京都公害防止条例の改正についての答申案のご審議でございます。既に委員の皆様方ご案内のように、本件につきましては昨年3月、知事から諮問をいただいております。早速、この審議のための特別部会を設置し、またその中に分科会を設けて、先ほど局長のほうからも申し上げましたように精力的に、私の隣にいらっしゃいます磯部委員を部会長及び分科会長として、ご検討を今日までお願いしていたものでございます。

昨年10月に中間のまとめを発表いたしまして、都民、関係業界、それから関係団体のご意見、さらに第13回環境審議会では委員各位からのご意見をいただきまして、それらのご意見も参考にして、中間のまとめ以降は実に17回の審議を重ねていただいたわけでございます。本日、お手元にご配付してございます答申案は、そのような作業の集大成として、ご審議いただきたいと思います。

何分先ほど申し上げましたように時間が限られておりますので、一応答申案はあらかじめ委員にお配りしてあると思えますので、説明には20分弱で、残りの時間を質疑、ご意見等に当てたいと思います。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは早速でございますけれども、この答申案の審議につきまして、磯部特別部会長のほうからご説明させていただきます。

【磯部委員】 それでは早速、公害防止条例改正特別部会長の磯部でございますが、答申案につきましてご説明申し上げます。

資料2をごらんいただきたいと思います。2枚目のところに目次がございます。全体、5章構成になっております。第1、第2の総論部分に関しまして私からご報告申し上げ、第3以下の各論部分に関して事務局のほうから報告ということで分担させていただきます。

なお、審議状況、委員名簿等に関しましては、これの末尾のほう、51ページ、52ページに掲げてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

まず資料1ページをおあげください。第1章として、東京の環境の状況と新しい条例の必要性と題しまして、4点ほど挙げてございます。

1点目は、公害防止条例の制定経緯と現状でございます。我々都民が誇りとする東京都現行公害防止条例ですが、昭和44年当時の非常に激化していた公害から都民の健康と生活環境を守るため、工場や特定の作業場の設置についての規制や公害防止のため必要な措置を規定してまいったわけでございます。

しかし、東京の環境問題がかつてのいわゆる産業型公害から、都市型、生活型公害に拡大し、さらには地球環境問題へ展開するなど大きく変化してきている。そういう状況を踏まえすと、現行条例のままではその対応に限界があるという認識を示しております。

2点目、危機的な東京の環境ということでは、特に代表的な3つの環境問題を環境の危機として把握し

て取り上げてございます。第1には、気管支ぜん息とか発がん性等々で都民の健康を脅かすことになっている二酸化窒素問題、浮遊粒子状物質などによる深刻な大気汚染問題でございます。第2には、安全な生活環境への脅威になっている有害あるいは有害の恐れのある化学物質問題。そして第3に、2ページの方に参りますが、地球温暖化や、あるいはヒートアイランド現象といった、我々だけではなく将来世代に危機をもたらすであろう二酸化炭素やフロンに起因する地球環境問題でございます。

それから3点目として、東京の環境の危機、今申し上げたような東京の環境の危機という認識に立ちますと、現行の国の法制度、公害環境関連法制度を見ますと、十分に対応し切れない状況にあるということを書いてございます。

これもいろいろな問題があるわけでございますけれども、ここでは3点、自動車公害対策に関連しましては、ディーゼル車の窒素酸化物の規制基準値というものがガソリン車に比べて緩い、それから粒子状物質の規制が平成5年からということになって、しかもそれは新車のみ適用となっている等々、もちろん規制は行われてはいるんだけど、十分とは言えないということ、典型的なことを指摘しているわけでございます。

それから3ページをごらんいただきたいんですが、2点目として有害化学物質対策です。これも国のPRTR法という画期的な法律ができたわけですが、化学物質を取り扱う事業者の多くが中小事業者であるというような東京の地域特性というものを考慮すると、なお不十分な点があることは否定できないということです。

4ページ目に参ります。地球環境対策に関しましては、いわゆる温室効果ガスの排出抑制を具体的に促進させる規定がない。あるいはオゾン層破壊物質の大気中への排出禁止、あるいは適正な回収・破壊のシステム、こういったことも重要な課題になっているわけですが、現行国法の中では十分な規定がないことなどを指摘してございます。

そこで5ページに参りますが、4番目として新しい条例の必要性ということを書いてございます。これは東京の環境の危機という認識に立ちますと、それを克服し良好な環境を確保していくには、国の法制度に先んじて、むしろこれを先導していくような都の独自の仕組み、あるいは全国一律の法制度、国の法律制度というのはどうしてもそういうものであるわけですが、それだけでは十分に対応し切れないような東京の地域特性を加味した、そういう条例による仕組み、その制度化が必要であるという基本的な認識を示しております。

そして、その仕組みの検討に当たりまして、以下重要と思われる点を挙げてあるわけですが、第1に、今日的な環境問題には、都民1人1人の日常的な生活活動や事業者が当然のこととして行ってきた社会経済活動に広く起因しているという、そういう特性があるということ。

第2に、全般的な地方分権改革によって、自治体というものが今や地域特性に応じた総合行政を展開する権限並びに責務というものを付託されているんだということ。

そして5ページの下ですが、第3に、ごみ問題にみられるように都民の環境問題に対する意識、関心というものが非常に高まってきている。だから、行政だけの仕事というものではなくて、都民、事業者、自治体が共に働く、協働して問題に対処する、そういう社会的環境になってきているという、今日の時点での基本的な認識というものを掲げているわけでありまして。

そういう点を踏まえまして、東京の今日的な環境問題に適切に対応するため、現在の公害防止条例を全面的に改正して、単なる部分修正ではなく全面的に改正して、新しい条例を制定する必要があると考えました。

7ページに参ります。第2でございますが、それでは現時点で新たに制定すべき新しい条例はどういう基本的な考え方に立脚すべきか、これも大変な時間をかけていろいろな議論をいたしました。ここでは7点に集約してございます。

まず、新条例が所掌すべき範囲、これは東京都の環境関連の条例として既に環境基本条例がある、それが前提でございますけれども、さらに東京における自然の保護と回復に関する条例、いわゆる自然保護条例との役割分担というものがまずございます。それを除くすべての環境保全の分野を対象とする。

しかし、それは古典的な、いわゆる大気汚染とか水質汚濁といった典型7公害ももちろん維持されるわけですが、それだけではなく、先ほど来述べております温室効果ガスとか、あるいは人や生態系への影響が懸念されているような分野、新しい分野も対象にするということですね。

また、発生原因者等についても、物品の製造や加工を行う事業所、作業場、工場といったものはもちろんですが、それだけでなく、自動車のユーザーであるとか、物品の流通・消費・廃棄等にかかわる者も積極的に対象としていくべきだろう。そういう意味で対象を広げるということの必要性をまず第1に指摘してございます。

それから2点目、7ページの下の方ですが、都民の健康と安全な生活環境の確保を最優先する都独自の仕組みを導入しようということです。都民の健康と安全な生活環境の確保ということの基本として、現行法律制度に限られることなく、可能な限り自治体として先駆的な仕組みを試みる、導入するとともに、現行条例における基本的な仕組みは継続すべきものはきちんと継続していくということなどを3点、8ページの2番目のパラグラフになりますが、仕組みづくりに当たって考慮すべき点として3点指摘してございます。

それから3番目ですが、この新しい条例における1つの基本的な物の考え方としまして、事業活動あるいは都市づくりに環境配慮を重視した仕組みを導入する必要があるということですね。事業活動あるいは施設を建設する、そういった時点において、それぞれの創意工夫により計画的に環境負荷を低減させるような誘導的な手法を取り入れる。これは単なる一方的な規制だけでは十分でないようなものに対して、きちんとした総合的な、あるいは対象事業者等の自主的な努力等を組み込んだ新しいシステムというものを考えていくべきだという趣旨でございます。

会長もご指摘になりましたように時間が限られておりますので、説明が舌足らずになることをお許し願いたいんですが、その後4点、これはパートナーシップの推進、環境行政というものは行政が一方的に1人だけでやれるものではないということで、これは環境行政に限りませんけれども、とりわけ環境・公害の分野においてはパートナーシップの推進ということと、都自身がまず率先行動すべきだということを強調してございます。

それから5番目、行政手続の公正・明確化、これも何も環境行政に限る話ではありませんけれども、都

民の理解を得て、公正・明確な行政をしていくべきであるということ。

それから6番目、実効性の確保ですね。これも新しい条文を設けて、それで済むということではないわけなので、その実効性を上げるためにいろいろな工夫が必要であろうと。これも大分時間をかけて議論したところでございますけれども、必要な制裁も整備する必要がある。罰則等々ですね。

しかし、それだけでいいわけでもない。10ページのちょうど真ん中辺になりますけれども、他方、零細事業者等に関してきめの細かいサポート体制というものと相まって、実効性を確保していくべきだという認識を示しております。

それから7点目、これも新しい都区制度あるいは分権制度のもとで、東京都と区市町村というものが緊密な連携関係を保ってやっていかなければならないということでございます。

以上、大変急いで申し上げましたけれども、第1及び第2と書きました総論的な部分に関しまして、考え方の部分に関しましては以上で終わります。以下、3章以下に関しましては、高橋部長のほう、お願いします。

【高橋環境管理部長】 環境管理部長の高橋でございます。ただいまの磯部部会長のご報告に引き続きまして、第3以下についてご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず11ページの第3の新たに規定する事項の内容でございます。1の自動車公害対策についてでございますが、②のディーゼル車の排出ガス規制についてでございます。

12ページの①でございますが、都内で使用するディーゼル車のうち、知事が認める排出ガス低減装置を装着していない車両は、その運行を禁止すべきとしております。ただし、知事が定める粒子状物質の排出基準を満たすディーゼル車は、この規制対象から除外することとしております。

②の規制に当たっての留意点といたしまして、施行後2年程度の準備期間を設けること、古い排出ガス規制の車から段階的に行うことなどに配慮するとともに、より低公害のガソリン車等への代替促進をさせるべきとしております。

次に、イの自動車使用管理計画書の作成と提出等の義務化でございます。一定台数以上の自動車を使用する事業者に対しまして、ディーゼル車への排出ガス低減装置の装着やガソリン車等への代替などについての措置などを内容といたします、自動車使用管理計画書の作成などを義務づけるものでございます。

13ページのウでは自動車購入時における環境情報の周知等の義務化、エではアイドリング・ストップの義務づけ、また14ページのオでございますが、都独自の低公害車指定制度の導入を掲げております。

続きまして、14ページの2の化学物質についてでございます。

15ページの②、制度の内容のイでございますが、PRTR法が対象とする事業者より対象を拡大しまして届出の義務を課すこと、その届出事項は排出量、移動量と取扱量とすること、エにおきましては、届出対象事業者のうち一定規模以上の事業者に対して、化学物質の適正な管理方法を記載しました安全管理の方法書の作成等を義務づけることとしております。

16ページをごらん願いたいと存じます。3のオゾン層破壊物質についてでございます。②の制度の内容のオでございますが、すべての都民・事業者に対してCFC等の大気中への排出を禁止すること、イで

は、冷媒用CFCについては、早期の回収・破壊の促進を図るため原則として再利用を禁止すること。また17ページのウでは、知事が指定する認定機関が適切なCFC等の回収を行う事業者を認定し、マニフェストの使用による確実な回収を義務づけるフロン回収認定事業所制度の構築を求めています。

次に、4の土壤汚染・地下水汚染対策についてでございます。制度の内容は18ページの②に掲げてございます。イの有害物質取扱事業者に対する措置でございますが、①から④までとしまして、土壤及び地下水の汚染の未然防止措置、事業の排水等の汚染の有無に関する調査、汚染処理計画書の作成、汚染処理の実施などを義務づけることとしております。

19ページのウでございますが、土地の切り盛りや掘削等の土地の改変の際の汚染の拡散を防ぐため、一定面積以上の土を改変する者に対する措置を掲げております。地歴調査や汚染状況調査の実施の義務化、汚染拡散防止計画書の作成、汚染拡散防止措置の実施等の義務化などを掲げております。

次に20ページをごらんいただきたいと存じます。5の環境負荷の低減化に係る措置でございます。②の制度の内容のアでございますが、事業者に対しましては二酸化炭素の排出量を指標として、環境負荷の大きい事業者に対して温室効果ガスの抑制などを内容とする環境負荷低減計画書の作成と提出を求めることとしております。

21ページのイでございますが、施設建設に際してでは、一定規模以上の施設の建築主に対しまして環境保全上の配慮を促すため、省エネルギー設計、敷地内や屋上の緑化などを内容とする環境配慮施設計画書の作成と提出を義務づけることとしております。

次に22ページをごらんください。6の小型焼却炉からのダイオキシン類の排出規制でございますが、法の対象未満の小型焼却炉につきましては、家庭用を含めて原則として使用を禁止すべきとしております。

23ページの7のパートナーシップづくりと「需要者からの環境革命」を推進する都の責務でございます。②で、都においては需要者からの環境革命を推進するため、都が事業者・消費者としての立場から率先して行動する必要があるとしております。

8の新たな環境管理者制度の創設でございます。24ページの②の制度の内容でございますが、これまでの公害防止管理者制度を工場公害防止分野として基本的に継承すること、新たに温室効果ガスを低減する環境負荷管理分野と化学物質の適正管理などを進める化学物質管理分野の2つの分野を設けること、また一定規模以上の事業所に対して環境管理統括者の設置を求めていくべきとしております。

9の新たに規定する事項を実施するに当たっての留意点でございます。一定規模以上の事業者に対して種々の義務づけをすべきとしておりますが、この一定規模については、それぞれの行政目的や効果を基本にいたしまして、対象とする必要性や行政効率等も勘案しながら具体的な規模等を設定すべきこと、また、命令に従わないなど悪質な者について、事業者名などの氏名を公表できるようにすべきであるとしております。

26ページをごらんください。第4のこれまでの規制の見直しについてでございます。現行の公害規制の手法につきましては、原則的にこれを継承することとしております。1の工場・指定作業場の範囲の見直しについてですが、産業の実態や公害防止技術の水準などが大きく変化した現状におきましては、

工場の定義について、産業分類の製造業を中心に、公害の発生する恐れがある施設や機器を設置する事業場として整理し直すべきとしております。

2の規制基準の強化等では、大気汚染につきましては、27ページのイにおきまして窒素酸化物規制の強化などを図ることとしております。②の騒音・振動につきましては、28ページのイにおいて、①に、工場に対する規制基準を絶対値規制から環境騒音に影響されない絶対値規制に改めること、②に、深夜営業の一律的な規制の見直しでは、規制基準を設けまして、この基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれた場合に、問題となった時間の営業の禁止を命ずること、深夜営業の現状に合わせて対象業種を追加すべきことなどを掲げております。

29ページの水質汚濁についてですが、イの規制の内容では、①として有害物質の追加や基準の強化、②で公共用水域に直接排出する建設工事を行う者に対し必要な規制をすることなどを掲げております。

30ページの④の地下水保全についてでございます。イの規制の内容の地下水かん養では、湧水保全地域の指定を行い、その地域の地下水のかん養などを定めた湧水保全計画を策定すること、また地下水かん養に適した地域において、一定量以上の地下水を揚水する者は雨水浸透施設等を設置すること、また31ページの揚水規制では、揚水規制地域の指定を拡大し、指定地域内で一定規模以上の揚水施設を設置する者に対しまして、揚水量の制限を設けるなどとしております。

32ページをごらんください。第5の新しい条例の名称でございます。新しい条例は、東京の環境危機を克服し、都民の健康と安全な生活環境を確保することを最優先にしていることから、その名称は「都民の健康と安全な環境の確保に関する条例」とすることが適当であるとしております。

なお本文に続きまして、33ページ以降に新たな仕組みの概略図を掲げております。自動車公害対策ほか4項目につきまして図を示してございます。また関連資料としまして、41ページ以降に、工場の見直しに当たっての考え方などを記載してございます。また43ページには、中間のまとめに対する都民意見の概要を掲げております。

大変雑駁な説明でございましたが、以上で終わらせていただきます。

【横山会長】 ありがとうございます。ただいま磯部部会長のほうから総論的な部分、それから高橋部長のほうから各論的な部分と新条例の名称について、この答申の提言をご紹介いただきました。

それではただいまから、最初にお約束しましたような時間の範囲で、皆様方からご質疑、ご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それから、ご発言のときはマイクをどうぞお使いください。

【山本委員】 時間もありますので、座って話をさせていただきます。山本でございます。

最初にちょっと1点だけ確認をしたいんですけども、きょう、この場で知事に答申をするということなんでしょうか、運営の問題なんですか。

【横山会長】 会長からお答えいたします。一応皆さん方にご審議いただき、よろしければ、本案をこの審議会の答申文として本日、知事のほうに提出したいと思っております。

【山本委員】 そういたしますと、今ここに、特別部会の皆様のご努力でこうした非常に立派なものが印刷もされて、できているわけですが、この場で私どもが意見を申し上げたものが、どう具体的にこの答申案の中に盛り込まれることになるのか、そこのところを伺いたいんですが。

【横山会長】 お答えいたします。山本委員のご指摘、ご意見は私もある程度まではもつともだと思っております。何分にも時間が十分でないことは大変申しわけなく思っております。

それで、まあ、ちょっと時間をいただきまして、先ほどから私も述べましたように、この答申案、部会報告としての答申案を作成するに当たりましては、ほぼ1年間の間に29回もの会合を重ねて、慎重にご討議いただきました。この3月も2回ばかりお集まりいただきまして最後の詰めをいただくということで、都民の皆様方のご批判に十分にこたえるような最終の答申案をつくっていただくということで、ぎりぎりまで時間を使ったわけでございますし、また一方、都のほうにも若干の事情がございまして、大変申しわけないところでございますけれども、この年度末3月31日に皆様方のご意見をいただくということになりました。

それで、もしも皆様方のご意見で十分にこの場でおこたえできない部分があった場合、この答申を知事のほうでお受けいただきました後は、早速新しい条例の作成に取りかかろうと思っておりますので、その条例の作成に当たりまして、重要な参考意見として都のほうに取り上げていただくということを要望したいというふうに思っておりますので、その分、何分ご了解いただければ幸いです。

【山本委員】 今、特別部会等でかなり議論をいただいてきたという経過をお話いただいたわけですが、確かに非常に努力をいただいて、何回も何回も会合を重ねられたということはこの経過を見てもわかるわけですが、このたたき台をせっかくつくっていただいたものを、やはり総会のほうでしっかりと審議をして仕上げていくというのが、本来の審議会のあり方ではないのかということを私、非常に気にかかっております。

この47人で構成をしている総会との関係で見ますと、およそ3分の1の方に特別部会のメンバーとしてご努力をいただいたと。せっかくこれだけの英知が集まっているわけですから、何とかそうした知恵を集めていく方法が必要なんじゃないだろうかというふうに思います。このことを私、指摘をさせていただきたいと思っております。

こういうことを申し上げましたのも、条例の今までの精神も生かしながら21世紀に向かう条例をつくるという点で、私なりにいろいろと気になる点もあるわけで、ぜひこのたたき台について討論に参加させていただきたいというふうに思います。

1つは、11ページにある問題なんですが、現在の大气汚染のことについて、自動車の台数と交通量の飛躍的な増大が、現行の規制では自動車からのNOxであるとか、それから粒子状物質の排出量を減らすことができないということを示したんだと指摘をして、その上で、単体規制の導入に踏み出すべきだということで論が展開をされております。単体規制は非常に大事な問題なんですけれども、同時に交通量抑制そのものが非常に必要だというふうに思うんです。

特に1993年に、東京都自動車交通量対策検討委員会の最終報告でも、交通量の抑制の必要性が決定的に重要だという指摘がされていたと思うんですね。この中で、11ページのなお書きのところに触れられていますけれども、交通量の総量抑制のことがありますけれども、これをもっときちんと位置づける

ことが大事ではないかと思うんですが、これはいかがなんでしょうか。

【横山会長】 初めの山本委員のご意見は私、重く受けとめまして、尊重するように都のほうに要望しておきますので、よろしくご了解くださいませ。では、第2点については磯部委員から。もしあったらば、ご発言ください。

【山本委員】 それであともう1つは、DPFの装着義務づけの問題なんですけれども、今開発中の方式でいきますと、硫黄分が多い現在の水準の軽油に対応してつくられているというのが周知のことだというふうに思うんです。政府は軽油の硫黄分の削減について前倒しということを決めたようでありまして、こうなりますと、いわゆる粒子状物質の粒子の大きさがかなり小さくなって、2.5マイクロメートル以下の粒子は、この現行のDPFでは捕捉できないのではないかとということが指摘をされているというふうに私伺っております。

どうも技術は非常に日進月歩のようでありまして、DPFが完成をして、いざつけようというときには、もうフィルターの目より細かい粒子しか発生しない軽油が主流になって、技術が陳腐化するということもあり得るのではないかと。

現にヨーロッパの自動車メーカーの、私、資料を幾つか持ってきたんですけれども、ここでは、CRTと呼ばれる窒素酸化物と硫黄分の少ない軽油から発生するより小さな粒子を除去する装置が既に標準装備をされて販売されているということで、どうもこの方式、CRTと呼ばれる方式がヨーロッパでは主流になるのではないかと、こう言われているようなんです。しかも、こうしたことも踏まえて、化石燃料方式をやめて、たい肥から発生するガスを燃料にしようというシステムまで考案をされていると。

こう見てみますと、技術的には非常にどんどん進んでいるわけでありまして、こうしたことも視野に入れて対応する必要があるんじゃないか。条例である面では1つの方式だけに縛られてしまうのはいかがかと、こういうふうに思うんですが、この2点、いかがでございましょうか。

【磯部委員】 まず第1点目の交通量抑制の件でございますけれども、その問題の重要性の認識において我々みんなほぼ共通の認識を持っていると思います。

ただ、ぜひご認識いただきたいのは、我々公害防止条例改正の特別部会としてこの総会から宿題をいただいたわけでして、当然、これはやはり条例という形での法文の形の、しかも、今度は環境局の所管する条例の射程といいたいでしょうか、その範囲内においてやるべきことをきちんとやるという課題であるわけですね。

これは、環境行政というのはもっと本当の総合行政であるべきだという理屈は、私も個人的には思っておりますけれども、しかし、現実のリアルな認識としては、都の、あるいは国の縦割りの限界を持った行政の範囲内で、しかも常識的に、いわゆる条例事項、法律事項としてきちんと条文化の対象になるものを書いていくという課題が中心になった。これは限界といえば限界なんです。

都の環境行政はこれに尽きるものとは決して考えておりませんで、この条例化、条文化の対象にはならないけれども、それとあわせてさまざまな交通量対策等は当然あつてしかるべきだし、そういうことでこのなお書きはつけてあるということをご理解いただきたいと思います。

今ご指摘いただいた論点以外にも、さまざまな委員からさまざまな機会に、もっとほかの行政指導でやるべきものとか、補助金でやったらどうかとかいろいろ、いわゆる条例に基づく規制的なシステム、プラ

スアルファの部分をもっと書くべきじゃないかというご意見はあったんですが、そういうものは環境基本計画とか別の場所があるでしょうと思ひまして、ここは条例事項にかなり狭く限定している。まあ、自制したということをご理解いただきたいと思ひます。

それから、浮遊粒子、ディーゼルのことなんですけれども、これはちょっと技術的なことを事務局にお答えいただきたいと思ひなんですけれども、これは我々は条例化に当たっての基本的な考え方を答申しているつもりでして、これを条文化し、公布し、制定するというまでの間に当然タイムラグが生ずるだろうと思ひます。

その間にも技術進歩は非常に速いかも知れません。当然その場合には、我々の基本的な考え方に沿って、技術進歩に即応して、これは事務局において最もその時点での確なシステムにしようという趣旨であることは、言うまでもないということでございます。

ちょっと技術なことをお願いします。

【松葉大気保全部長】 先ほどディーゼル車から出る2.5ミクロン以下の微粒子の除去率、DPFでどのぐらい除去できるのかというお話でございます。現在私どもが得ている知見でございますと、ディーゼル車から排出される微粒子のうち、直径が2.5ミクロン以下の微粒子は約9割ぐらい含まれているということでございます。

現行のいわゆるDPFの開発されているものと、そのDPFを装着しますと、粒子状物質のうち約8割ぐらいが除去できます。そういうことからいきますと、現在の方式でも2.5ミクロン以下の微粒子についても相当程度除去はできるということに考えております。

しかし、先ほどご指摘がありましたように、CRTというような方式につきましても、新しい技術として開発が促進されているわけでございます。これはの軽油中の低硫黄化が前提となるシステムでございます。先般、石油連盟あるいは自動車工業会がそういう方向を打ち出して、一歩進めたわけでございます。東京都といたしましても、そういう技術を導入することも含めて、今後検討になっていくというふうに考えております。

【横山会長】 よろしいですか。

【山本委員】 今ご説明いただいたんですけれども、私はまだちょっと納得しない部分もあるんですけれども、時間の都合もありますので、やはり非常に大事な問題で大きな問題、しかも細かい技術的なことも含めて議論しなければいけないという点からも、運営のあり方をやはり今後ご検討いただきたいということと、幾つか異論のある部分も今申し上げた点がありますので、この点は留保させていただくということを申し上げて、私の発言は終わらせていただきます。ありがとうございました。

【横山会長】 山本委員からのご意見、ありがとうございました。ほかにどうぞご発言お願いいたします。どうぞ。

【藤岡委員】 藤岡です。私は32ページの新条例の名称について少し伺ってきたいと思います。この条例は公害防止という言葉、その骨格になっているというのは当然のことだと思ひますね。しかし、今回提示されました名称については、この公害防止という言葉が消え去っているということなんですけれども、これについて、どうしてこうなっているのかと、率直に伺ってみたいと思ひます。

それと、13ページのアイドリング・ストップの義務づけについてなんですけれども、これは大変大気汚

染の要因にもなっているということは承知していますし、ここに手を加えていかなければならないということは当然のことだと思うんですけども、この文面を読む、答申を見る限りでは、義務づけをしていくということと、まあ、都民が都民を監視すると言ったらちょっと言葉が変かもしれませんが、制裁措置を強調しているという感があるわけですよ。

これで本当に実効あるアイドリング・ストップ効果が上がっていくのかどうかということで、またというところにストップ装置の装着等々も言われているわけですけども、私は行政としては、こうした施策のほうを先行させるといいですか、優先させていくということが非常に大事じゃないかなということを思っておりますので、この辺についてもその見解を聞かせていただければということです。

それからあと2、3点、意見があるんですけども、それは、現行条例の中に大気汚染の著しい地域ということで地域指定をして、知事がそれに対する措置を講じなさいと知事の責務が明確に書かれているわけですよ。それと同様に73条、74条、75条、注意報だとか警報の発令等々の条項も出ていますけれども、これらは新条例になった場合に継続されるのかどうか。そして、私はこういうときだからこそ、この条文というのは生かされていかなければならないというふうに感じているんですよ。これについては、私の1つの考え方なんですけれども。

それともう1点、深夜営業のスーパー等々で照明の問題がございますよね。光公害と言えるかどうかあれですけども、光公害だとか、それから前回の中間のまとめにも指摘したんですが、低周波公害、これらについても未解明の部分があるということで、この俎上には乗っていないんだというふうに先般ちょっと説明を伺ったんですけども、今後予想されることでもありますし、実態調査だとか、あるいは研究をしていって、この未解明の部分の公害についても、ぜひこの答申で検討を進めていくことを求めるというふうなことを盛り込んでいただきたいということがあるんです。そういうことでお願いします。

【磯部委員】 それではまず私のほうから、部会における議論をご紹介してお答えにしたいと思います。もし不十分な点は事務局でカバーしてください。

まず名称の件でございますけれども、公害防止という言葉了新条例の名称として維持すべきではないかという議論は大分いたしました。しかし、まさに公害防止というだけのものを超えて、もっと包括的な環境保全、環境改善行政というものをやっつけていかなきゃならないということ自体が、今回の新条例全面改正の1つのキーコンセプトであるわけなので、そここのところはぜひご理解いただきたいと思います。

要するに、かつて公害防止条例をつくったときに、それ以前は単なる危険物警察というか、産業警察というか、衛生警察というか、学問的な概念でいえば単なる警察行政でしかなかったものを、それだけじゃ足りないから公害の未然防止というキーコンセプトになったんだろうと思うんですね。しかし、環境行政というのはまさに歴史的にダイナミズムでまだ発展している発展途上にあるわけであって、かつての公害防止というだけではなく、それを乗り越えて、もっと包括的な積極概念を立てたいわけなんです。

それで環境保全という言葉があるんですけども、環境保全という言葉にしまうと今度は、先ほどちょっとご紹介しましたが、自然保護のほうの概念とどう関係するのかとかいうことで、なかなかピリッとこれだなという、はまる言葉がないということになって、いろいろな議論はしたわけですけども、委員がおっしゃるような、やっぱり公害をきちんと未然防止するんだという規制的なその部分も、きちっと中身を保持しつつ、かつ新しい印象を与えられるような名称ということで、いろいろな工夫の中から出てきたのが、

この「都民の健康と安全な環境の確保に関する条例」ということであるというふうにご理解いただければと思います。

それからアイドリング・ストップに関しましても、これは技術的な問題がいろいろあると思いますし、ぜひ今後条例化に当たって、それこそ住民、都民代表の議会においても、つまり住民の総合監視で何かこういやらしい、お互いに見張っているような社会になっていくのか、そんなことは困るんじゃないかというようなご心配も含めて、ぜひ、まさに議会で議論していただけたらと思います。

そういう要素が当然あり得ると思います。しかし、要するに凶々しいやつはいくらでもアイドリングをやっている、善良な都民は一生懸命アイドリングをとめようとするというようなちぐはぐになってきて、そうすると、この制裁というものはどうなんだろうかという話も出てくるだろうと思ひまして、まあ、専ら法的な観点からの検討課題と認識しておりました我々としては、そういう行為についても悪質な者に関しては罰則、制裁というものがあり得るということを一応書いてあるということでございます。

それから、あと意見としておっしゃられた大気汚染の著しい地域に対する現行条例の仕組みですね、こういったものに関して、もう要らないよと言っているつもりは毛頭ございませんで、これはきちんと維持すべきものは維持していくというふうになるんだと私は理解しております。

それから光公害とか低周波とか、これも先ほどの山本委員へのお答えの中で申したこととかかわるんですけども、結局、きちんとした条文化できる制度として、一定の基準値なり客観的な数値なり、そういうものに基づいて規制ができるという仕組みに現段階で熟しているかという、なおためられる点があるので、そういう意味で見送られておりますけれども、そういう問題を放置していいと我々考えているわけでは毛頭なくて、プラスアルファの部分で十分な対処を都の行政がやっていくということを期待しているということになります。

何か欠けた点があったら。

【齋藤環境保全局長】 今、部会長からご説明いただいたとおり私ども理解させていただきたいと思っておりますが、1点だけ補足させていただきます。

72条に交通にかかわる規制の規定がありますが、これは今お話があったように引き続き残すということでお話をいただいているわけです。問題は、これをどう生かすかという問題になるかと思っておりますので、その規定をどう生かして積極的に取り組んでいくかということは、これは行政側の我々の課題でございますので、今後十分にその辺を考えて取り組んでいきたいと、このように申し上げさせていただきたいと思っております。

【藤岡委員】 一言だけ。先ほどの名称にこだわるんですけども、やはりこの間の公害裁判、今年1月の尼崎の判決を見ましても、身体権、体と生命ですね、これをきちっと保障していくんだということだとか、差し止め請求権、これらも認めてきているということでは、大気汚染、自動車公害に対しては非常に今重要な局面に来ていると思うんですよ。

これらの公害裁判を通じて私考えるのに、69年に制定されました最初の条例ですよ、公害防止条例の前文にあります3原則がありますよね。この3原則がびたっとこれらの裁判の判決の中に生かされているんじゃないかというふうにご考えているわけですよ。

したがって、この3原則、環境基本条例の中にも生かされているということでもありますし、基本条例と今

回の条例との関係を見ましても、やはり密接な関係があるわけですから、公害防止ということは東京都の責務として、責任としてきちっとたっていくことが必要ではないかということを強調しておきたいと思えます。

【横山会長】 ありがとうございます。藤岡委員のご意見もまた多くもつともなと申しますか、もつともという大変失礼でございますけれども、尊重されてしかるべきと思えますので、ありがとうございます。

では、ほかにご意見ございましたら、どうぞ。

【横山警視庁都市交通対策課長】 警視庁都市交通対策課長の横山でございますけれども、今回のこの公害防止条例改正案の中でディーゼル車関連の規制等が盛り込まれておりますので、ちょっとそこから辺について2、3、意見やら、確認的にちょっと申し上げたいと思えます。

この規制関連案につきましては、私どものほうも事務担当局のほうからはそれほど具体的な話を伺っていないわけございまして、今後どういう方向でご協力ができるのかなというふうに今戸惑っているところでございますけれども、とりわけてこのディーゼル車規制とその刑事罰の問題でありますけれども、一応答申案の中、9ページの6のところに基本的な考え方ということで書いてございますが、これをちょっと確認的に申し上げたいと思っております。

考えますに、公害の特質というのは長期間にわたる原因の蓄積があるわけでございます。その結果として初めて人の健康に危害を及ぼす等の障害を生ずるといったような場合が多いわけでありまして。そうしたことから考えますと、本来は実害が生ずる前に行政上の責任を適正に行うということがまず重要なことだろうというふうに考えております。

そこで、行政責任の先行という視点から見てまいりますと、仮に刑事制裁が必要とするならば、その前段階において的確な行政指導を行った上で、その上で行政犯として罰していくというような事前抑制がまず第1であろうかというふうに考えるわけでございます。

この点については先ほど申しましたとおり9ページの6に書いてあるわけでありまして、つまり行政におきましては十分な指導確認が行われて、さらに行政処分などの権限が適切に行使されれば、公害の予防というのは相当程度可能ではないかというふうに考えているわけでございます。

刑罰というのは、あくまでもそうしたものを守らないといった、そうした悪質な者に対して科されるべき、あくまで補助的に機能して実行されるべきものだ、その実効性を担保するものだというふうに私どもは考えているわけでございます。

したがって、今後事務当局のほうから私ども直接取り締まりに当たる現場のほうに、そうした形のご相談があれば、そうした基本的な考え方に立ちまして、実際的かつ効果的な条例づくり案について、ご協力申し上げていきたいなというふうに考えている次第でございます。

なお答申案の中に、例示的ではありますが、反則金のような極めて軽便なものがございまして、一言この反則金制度について触れさせていただきましても、この反則金制度そのものは道路交通法上の極めて軽易なといえますか、定型的かつ外形的にも明白な違反を行った違反者に対して科すといったような形の、まあ、刑罰に移行する前にその選択権を与えるような形で、行政制裁金のような形で与えているわけでありまして、こうした明白な違反はともかくとして、使用者責任を問う、このディーゼル車の装着義務違反というのは、これは一にかかって使用者あるいは所有者責任の問題

でございましょうし、そこら辺の責任を問うというような複雑な事案の場合、捜査手続上は反則金制度というのはちょっとなじまないのではないかと、かように考えております。以上でございます。

【磯部委員】 今のご意見は、私も法律家として極めてごもっともなご意見だと思っておりますけれども、せっかくの機会ですので、ちょっと我々が考えたことを補足的にご説明申し上げたいんですけれども、つまり、実務的にこれが本当に使える制度かどうかという点は、まさに専門的な実務的な検討をお願いしたいと思うんですけれども、前段で言われたような理屈の話なんです、今まさにご発言のように、古典的なオーソドックスな法理論からすると、行政刑罰、刑事制裁のあり方というのはやっぱり最後の出番で、補足的なものにとどまるべきである、もっと前に行政としてやるべきことをやると、そういうことなんですけれども、まさにそうなんです、しかし、今まさに古典的なオーソドックスな理論を乗り越えるような新しい物の考え方が必要になってくる時代ではないかということも、かなり我々としては考えておまして、本当ならば、これはきちっと国の法律でこういうものをつくって、まあ、反則金なんかもそうですが、そういう新しい制度を法律制度としてやるというのが一番わかりやすいんですけれども、しかし、例えば東京という自治体において、1つの自治体の構成員である住民同士の新しい了解として、東京ルールとして自動車の使用に関しての新しい秩序が条例として設けられる、その秩序を乱す者、そのルールに合理的な理由なく、それに反する者、そういう者に対して簡便な何らかの制裁というものを考えていく必要があるのではないかと。

だから、これは古典的な刑事制裁とはちょっとずれるんですよね。だから、ここは過ち料、過料のことなんか書いてあるんですけれども、古典的な過料の概念ともまたずれるんですけれども、何か1つそこに一步を踏み出して、新たな時代の要請に適合した、もちろん合理的な内容のものでなければならぬとは思いますが、新しい実験的な試み、先導的な試みというものもあっていいのではないかと、という問題提起も含めて、ここに書かせていただいているという気持ちをご理解いただけたらと思います。

【横山警視庁都市交通対策課長】 先生のお考えの中では、それは直接制裁金というような、そういうお考え方で、もっと簡便な行政制裁金を科したらいいのではないかと、というご提言でございますね。

【磯部委員】 ええ、本当の気持ちを言えば、そういう行政法の仕組みの中で、しかも自治体の権限に基づいて、ある限度内で相当いろいろな工夫ができるという法的な仕組みがあり得るのではないかと、いうことです。

【横山警視庁都市交通対策課長】 わかりました。

【島田委員】 7ページのところなんですけれども、先ほどお話がありましたように、積極概念という意味で私はこの答申を評価したいと思っておりますけれども、生態系への影響が懸念される分野も対象とするということなんですけれども、このことの方針についてちょっとご質問させていただきたいと思っております。

【磯部委員】 その点は、要するにいろいろなレベルがあるという考え方で、古典的な公害防止条例時代の、公害行政時代のように、明らかにだれが見ても人の生命、身体に危険がある、そういう物質を規制するというわかりやすい一律の世界ではなくて、もっと、今すぐその行為がだれかの生命を危機にさらすということではなくても、将来世代にわたって蓄積して危険になっていくというようなものと、そういう複合的といいたいまいしょうか、多層的に考えているわけで、一番典型的には、10ページを見ていただければ、10

ページの3行目から、新条例で定めようとしている義務の内容にはということで、幾つかのレベルがある。

1つ目は古典的な公害規制、人の健康・生活環境に被害が生ずるレベル、2つ目がオゾン層破壊や地球温暖化など、あるいは人の健康や生活環境に被害をいずれ招くレベルですね。

そして3つ目が、人が活動していること、極端に言えば、我々が生きていること自体で環境を汚染しているわけですが、そういうようなレベルであって、それが蓄積することによっていずれ、とりわけ将来世代等に影響が生ずるレベル。

じゃあ、それは具体的に何のことかという、これは専門家によってもいろいろな理解があって、きちっと申し上げられないんですけれども、そこはちょっと、では事務局、補足していただけますか。

【齋藤環境保全局長】 島田先生のお尋ねは、生態系という言葉がなぜ出てくるのかというお話だと思いますが、今もお話がありましたように、もちろん人の健康とか生活環境とかいうことが機軸でこの公害防止条例をやりますが、実際にはオゾン層の破壊とか地球温暖化という問題は、何人だけに影響を与えるのではなくて、より大きな生態系全体に影響を与えていく、そういう広がりを持った概念ですし、それに、条例の限界はございますけれども、ある程度そういうことも考えながら、人とともに守っていくというのが、この公害防止条例の精神だというふうに受けとめさせていただいておりますけれども、いかがでしょうか。

【原科委員】 有害化学物質における影響の代表というのは、PRTRの考えがありますね。PRTR法では、有害性のある、あるいは有害の恐れのある物質を対象にしていますけれども、これは人の健康と、それから生態系への影響、2つ考えているんですよね。ですから、そういう格好でも生態系に影響しますので、具体的にはそんなことも考えると、それはここに書いておかないと、PRTR法で規定していることが整合しなくなっちゃうんですね。そんな面もあると思います。

【横山会長】 島田委員、よろしゅうございましょうか。じゃあ、どうぞ。

【東野委員】 東野でございます。非常に細かい点になるのでございますけれども、46ページに掲げられている都民意見の中で、化学物質の適正な管理と排出抑制の項目で、対象事業者について都民の方から意見が寄せられている。2番目に、対象に病院、大学、研究所を加えるべきだというふうになっているんですが、すみません、私は知識がちょっとないもので教えていただくと、ご同様に答弁願いたいんですが、これは実際に対象事業者に現在なっているのかどうか。

もう1つ、それとあわせて、非常に土壤汚染等が懸念されるいわゆる基地の問題ですね。東京には横田を抱えているわけですが、それとあとゴルフ場等、これが対象に入っているのかどうか。これをちょっとすみませんが、お願いしたいんですが。

【横山会長】 現行条例のことにつきましては、ちょっと都のほうからご答弁お願いします。

【梶原調整担当参事】 参事の梶原でございます。この仕組み自体は、国のいわゆるPRTR法の仕組みの中で、東京都という地域特性に見合わない部分について積極的にフォローしていこうという考え方でございますが、対象となるものについては、基本的には国の法制度を踏襲したいと考えております。

具体的に申し上げますと、今ご指摘のような研究機関ですとか、そういったものについても法制度上はカバーしておりますので、私どものほうでも同様に取り扱いたいというふうに事務局では考えてございます。

【岡田水質保全部長】 お尋ねのありましたゴルフ場と基地でございますけれども、基地の関係は直接今回の対象にはなりませんけれども、具体的な問題の発生に応じまして、現在改善措置を講じていただいているところでございますので、今後も引き続き環境上の問題がないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それからゴルフ場でございますが、これも都内のゴルフ場につきましては、現在すべてのゴルフ場につきまして、汚染物質の使用状況等について調査するような体制になっておりまして、個々に対応をとっておるところでございます。

おそらく問題になりますのはゴルフ場の農薬ということであろうかと思いますが、土壤汚染の対象になります物質というのは、基本的には環境基準で有害物質の基準が定められているものということになりますので、直接の対象にはならないかと思いますが、やはり農薬等で問題があるという場合には、個々に現在もとっているところでございますけれども、引き続き対応を問題ないようにとつてまいりたいと考えております。

【東野委員】 すみません、何でこんなことを聞くかという、仄聞するところによりますと、沖縄の事例なんでございますが、沖縄の基地、一部返還された部分を土壤検査すると、かなりのPCB汚染が発見された。要するに土壤交換をすべてやらないと使用に耐えなかったという、これはちょっと私実際に現場に行って確認しておりませんので、聞いたところなんですけれども。

そういったことを勘案すると、環境を守るということは、やはり1つの器ということを考えて、これは地球という器でももちろん当然ながらよろしいわけですが、一部分にそういう欠落する部分が、いわゆる対象とされないような部分があるということは、ある意味ではすべての努力を、極端に言うとなしにしてしまうような、そういった危険性もあるということで、ぜひ、まだ対象から外れているのであれば、今おっしゃったように積極的なご努力をしていただきたい。

基地についてはわかりました。自衛隊の基地はどうなんでしょうか。

【岡田水質保全部長】 先ほど申し上げましたのは、いわゆる米軍基地ということでございますので、国の機関ということであれば当然、対象になってまいるということです。

それから米軍等の基地につきましても、むしろ国が関与しておったりするところというのは、一般の土地以上に適正な措置がされるべきものだと考えておりますので、先生ご指摘のございましたように、実質上漏れがあつて対応できないということがないように、実質的に対応してまいりたいというふうに考えております。

【横山会長】 よろしゅうございましょうか。

それでは、大変申しわけございませんけれども、簡略にお願いいたします。

【磯田関東運輸局長】 関東の運輸局長でございます。一言だけ申し上げたいと思います。中にディーゼル車の環境対策の問題が含まれております。これについては国としても大変重要な問題と考えておりまして、都の参加も得ながら現在、先ほどお話のあったような技術的な面も含めて、ディーゼル車対策技術評価検討会というものを開催して、鋭意検討が進められている、こういう状況でございます。

本答申案に対しては、その点も含めていろいろと申し上げておりますが、運輸省としては、ディーゼル

車に起因する大気汚染防止対策、これの一層の推進のためには、関係者が一堂に会して進めている現在の検討会の検討結果を踏まえて、適切かつ有効な対策というものが講じられる必要がある、かように考えておりますので、都におかれては、この防止条例改正に当たっては、ぜひとも関係機関との緊密な連携のもとに一層のご協力をお願いしたい、こういうふうと考えております。

【西沢関東通産局次長】 私、局長の代理として出席させていただいています関東通産局の産業企画部次長の西沢でございますが、簡単に一言だけお願いをちょっとさせていただきたいと思います。

まず本答申案の作成に当たりましては、部会、分科会と数度重ねまして、大変ご苦勞されまして集大成されたということに対しまして、深く敬意を表するものでございます。そこで、ディーゼル車の規制に関する条例の作成に当たりまして、お願いをさせていただきたいと思います。

大気環境の改善は、先ほど運輸局のほうからお話もございましたように、国にとりましても重要な課題というふうに認識をしているところでございます。現在、自動車業界それから石油業界等におきましても、粒子状物質を含むディーゼル車の排出ガスの低減対策に積極的に取り組むことを証明しているところでございます。私ども通産省としてもこれを支援していくことにしております。こういった取り組みは、この審議会におけるディーゼル対策の必要性に関する問題意識、これとも合致するものと思われるわけであります。

したがって、条例の制定に当たりましては、消費者を含む自動車ユーザー等関係者の意見をよく踏まえまして、合意形成を図られるとともに、既販車、新車に当たりまして公平、しかもかつ実効的対策が浸透するよう、東京都におきましても、例えばでございますけれども、自動車税に関する優遇措置などの対策も含めまして、十分な精査・検討することを強くお願いをするものでございます。以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。運輸省及び通産省のほうからのご意見、条例作成に対するご意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、先ほど開始のときにお約束いたしました時間になりましたので、まだまだご意見、ご質問あるうかと思っておりますけれども、一応ここでご質問を打ち切らせていただきます。

いかがでございましょうか。本日、皆様方にご提議いたしました特別部会からの報告されます知事への答申案、ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横山会長】 はい。特にご異議がないようでございますので、先ほど私のほうからも申し上げましたように、本日いただきましたご意見は、条例の作成に向けまして重要な参考意見として取り扱うよう、都のほうに私のほうから要望しておきます。

それでは、この東京都公害防止条例改正に対する答申案を本審議会からの答申案とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、知事がお見えになりましたので、私のほうから知事に答申案をお渡ししたいと思いますけれども、その前に環境審議会会長として一言ごあいさつ申し上げます。

本審議会は昨年3月、知事から東京都公害防止条例の改正についての諮問をいただきました。以来、本日まで総会を3回、それから条例改正作業のための特別部会及び分科会を延べ1年間で29回開催

いたしまして、鋭意かつ慎重に本日まで討議を重ねてまいりました。なお、特別部会及び分科会の会長は磯部委員に務めていただきました。

本答申は5章から構成されております。第1章から第4章まで、東京都の環境の現状と新しい条例の必要性、新しい条例の基本的な考え方、それから新しい規定の内容、それからこれまでの規定の見直し内容をそれぞれ述べまして、最後の章で新しい条例の名称を提言させていただいております。

本答申におきましては、基本的に東京都の環境は危機的な状況にあるとの認識の上に、この危機的な状況に対するには、国の法制度のみでは十分に適切に対応し得ず、したがって、独自の新しい規制あるいは仕組みが必要である。そのためには、現行の公害防止条例を全面的に改正して、新しい条例をつくる必要があるとしております。

しかし、この新しい条例は、都民の健康と安全な生活環境を確保すること、そして、このような良好な環境を将来の世代に継承することなどなどを基本的な考えとすべきとしております。

新しい規定といたしましては、ディーゼル車対策を中心といたします自動車公害対策の充実・強化、それから有害化学物質の適正な管理、それからオゾン層破壊物質の排出禁止と適切な措置、それから地下水や土壌の汚染に対する措置、それと環境負荷低減化の措置など、今までの規制の見直しとあわせまして東京都独自の、21世紀を見据えました、世から先駆的のご評価いただけるような仕組みを導入するように努めてまいったつもりでございます。

このような内容のもとに、新しい条例の名称といたしましては「都民の健康と安全な環境の確保に関する条例」が適当と提言しているところでございます。

なお、これらの作業を通じまして、環境保全局から全面的なご協力をいただいたことを申し添えます。

知事の環境問題に対するご熱意はよく存じ上げておりますが、ぜひ本答申をもとに、新しい条例の作成に向けてご尽力賜りまして、都民の健康と安全な環境を確保し、それを将来の世代に継承するというような新しい環境行政を展開していただいて、もって東京都環境基本条例の理念、すなわち環境負荷の少ない、持続的発展の可能な都市を実現していただきますよう、知事の一層のお働きを期待させていただきます。

それでは、審議会を代表いたしまして、私のほうから知事に答申を渡させていただきます。

(答申を知事に渡す)

【横山会長】 それでは、知事からごあいさつをいただきます。

【石原都知事】 皆さん、本当に長い間ご苦勞いただきまして、ありがとうございました。今、横山会長から答申をいただきましたが、その前のお言葉に、昨年の3月から30回に及ぶ会合を繰り返していただいたということも、皆様のこの問題に対する意識の強さというか、まさに危機意識の強さのあらわれだという気がいたします。

東京は、やはり大人口を抱える日本の頭脳部であり、心臓部であり、ダイナモであります。同時に、日本の社会全体の悪い現象というものが非常に先鋭的に表出している都市でもございまして、なかんずく環境の問題は、私は非常に文明の悪しき部分といえます。私たちが自身の手によって造成してきた文明というものが、同時に非常に悪い結果をも派生させているという、これはまあ文明の進展につきものの現象でありますけれども、それが非常に環境問題に先鋭的にあらわれているという気がいたします。

私も最初閣僚をしましたとき環境庁を受け持ちましたが、水俣の問題でいろいろ苦勞いたしましたけれども、あのときも私が率先して、通産省とけんかもしまして、そして国のあの問題に対する責任というものを今は公式に認めましたけれども、だれの責任云々ということじゃなしに、特に固定発生源という形が変わりまして、文明全体の利便性というものを国民、市民が享受しているわけでありまして、その利便性というものは同時に非常に可逆性がございまして、つまり文明の利便というものを享受している国民全体が被害者であり、同時に加害者であるわけでありまして。

こういった1つの時代の大きな流れといいましょうか、本質というものを、どうも国の行政はとらえ切れていないような気がいたします。ということで、それが一番先鋭にあらわれているこの東京で、皆様のご苦勞をいただきまして、答申をいただきました。これを踏まえて、もはやトレードオフの問題で済まない環境の元凶というものを東京が改良するために、国に向かってもある告発をあえてする。

どうも国の行政、それを担当している中央の役人は、こういう大きな時代の流れに非常に鈍感であるような気がしてなりませんし、また怠慢であると思っておりますが、結局、その被害を国民全般が受けているわけでありまして。おそらくこの答申というものを踏まえてつくられます、画期的なものにしたいと思っておりますけれども、新しい条例は、やがて日本全体に普遍されて、私たちの子弟を将来健康の面で救うよすがになり得るものと思っております。

そういう点で、皆様のご長い期間にわたりましてのご苦勞に深甚な感謝を申し上げまして、それをこれから条例を通じて、議会と協力しながら、東京の行政が1つの新しい時代の新しい環境行政のフォーマットをつくるというつもりで頑張るつもりでございますので、また今後も驥尾に付しました皆様のご支援助とご鞭撻を賜りますように改めてお願いしまして、ごあいさつとします。ありがとうございました。

【横山会長】 なお、知事は所用の用事で退席されます。どうもご苦勞様でございました。

(知事退席)

【横山会長】 それでは、時間も限られておりますので、早速議事の2に入らせていただきます。ちょっとお待ちくださいませ。都のほうはよろしいでしょうか。

それでは議事2、平成12年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてでございます。本案件は今年の1月14日に知事から諮問を受けまして、水質土壌部会のほうに付議させていただいたところでございます。

それでは、武藤部会長のほうから、審議経過についてご説明ください。

【武藤委員】 水質土壌部会長を仰せつかりました武藤でございます。平成12年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして、水質土壌部会における審議経過を報告させていただきます。

この計画は、水質汚濁防止法に基づきまして作成いたしますものでございます。測定すべき事項、それから測定の地点及び測定の方法、その他必要な事項を定めるものでもございます。お手元に配付されております計画案、資料3それから4でございますけれども、公共用水域及び地下水の経年的推移それから水域の状況などを総合的に勘案いたしまして、専門的な立場から慎重に審議いたしました。去る2月24日に開催いたしました部会において、原案どおり了承いたしました。

なおその折、河川湖沼における全有機体炭素、それから海域におけるフッ素、ホウ素につきまして、

測定計画では測定の取りやめを検討しておりましたが、本環境審議会の委員でもあります松尾委員から、これらの項目については、その項目の重要度から全廃はしないほうがよい、データの継続が必要ではないかとのご意見が出されました。これに対しまして事務局から、一部の地点については、測定計画外の調査でこれらの項目の調査を継続するとの回答を得たことを申し添えておきます。詳細につきましては、後ほど事務局のほうから説明をいたします。

以上で、平成12年度公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして、部会の報告を終わらせていただきます。以上でございます。

【横山会長】 それでは、事務局のほうから追加発言をお願いいたします。

【岡田水質保全部長】 水質保全部長の岡田でございます。ただいま武藤委員からご説明のございました12年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして、事務局から補足的に概要をご説明申し上げます。若干時間をいただきますので、座って説明させていただきたいと思っております。

公共用水域及び地下水の水質測定計画でございますが、これは東京都が関係機関と協力して行っております公共用水域と地下水の測定について、毎年度に計画を作成して実施しているところでございます。本年1月から、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴いまして、従来の監視測定体制については大幅な拡充を行うことといたしておるところでございます。

資料の3に挟み込んでございます1枚紙でございますが、平成12年度ダイオキシン類調査についてというものをごらんいただきたいと思っております。これは公共用水域それから地下水、土壌につきまして、コプラナPCBを含みますダイオキシン類による汚染状況を測定するものでございます。

ダイオキシン類につきましては、公共用水域では今年度の約3倍の59地点において実施することといたしておりまして、測定の回数も、水質につきましては2回ということで倍加をいたしてございます。

また地下水でございますけれども、今年度の3.5倍に当たります84地点において調査を実施することといたしております。またこれらの調査によりまして、高濃度の汚染が検出された地点におきましては、追跡調査も実施するというようにしておるところでございます。

また土壌につきましては、5カ年間で300地点において一般環境調査を実施することといたしておるところでございます。12年度につきましては、今年度の約3倍でございます60地点において調査を実施することにいたしてございます。

さらに、発生源の影響を見るための発生源周辺状況調査につきましても、12年度は2つの発生源周辺で実施をすることといたしておるところでございます。このようなダイオキシン類の監視測定体制の大幅な拡充や、また10年度から実施をしております内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンを初めといたします、監視を要します未規制有害物質の拡大に伴いまして、監視・測定に要します経費を大幅に増大をしているところでございまして、従来の監視項目については効率的・効果的な事務の執行が必要になっております。

このため、昨年4月には環境庁からも水質モニタリング方式効率化指針というものが出されたところでございまして、都におきましても、これに準拠しながら社会的ニーズの高い項目については優先的に測定するというと同時に、種々の条件からある程度測定頻度を減らすことが可能な項目につきましては、

測定回数を減らす等の効率的な運用を図ることとしていただいております。

その具体的な内容につきましては、お手元でございます資料3の冊子、公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)にまとめられているところでございますけれども、その見直しの概要につきましては、やはり1枚紙で挟み込んでございます参考資料という形でまとめてございますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。

測定の地点数につきましては、これは前年度と変更はございません。近年ほとんど検出されていないか、あるいは検出されても濃度が非常に低い項目につきましては、年間の測定回数を減らしていただくところでございます。

また、他の項目と相関性が高い項目につきましては、測定をやめるということも検討しているわけですが、先ほどお話もございましたように水質土壌部会で松尾委員からご指摘のございました、国際的な観点からも継続性の確保が必要であるということでご指摘があったわけですが、全有機体炭素、また海域のホウ素、フッ素等につきましては一定の地点において、測定計画外でございますが、測定を継続するという対応してまいりたいと考えております。

以上が、平成12年度の公共用水域及び地下水の水質測定結果についての説明でございます。

次に、参考といたしまして、平成12年度の公共用水域及び地下水の測定結果、それからダイオキシン類の調査結果、内分泌かく乱化学物質の調査結果につきまして、概要をご説明申し上げます。まず公共用水域の水質測定結果でございますけれども、お手元の資料4の公共用水域及び地下水の水質測定結果参考資料という冊子をごらんいただきたいと思っております。

25ページをお開きいただきたいと思っておりますが、平成10年度につきましては、健康項目につきましては、河川、湖沼、海域のすべての地点において環境基準を達成をいたしているところでございます。一方、生活環境項目につきましては、河川のBODで見ますと、81%の達成率ということになっておりまして、前年度とほぼ同じ割合ということになっております。

中でも注目すべきは、水質が悪いことで全国的にも有名だったわけでございますけれども、綾瀬川におきまして、これはE類型でございますが、昭和46年の測定開始以来初めて環境基準を達成をいたしております。また、平成9年度に初めてC類型を達成いたしました多摩川中流域につきましても、10年度引き続き達成ということになっております。

一方、湖沼、これは小河内貯水池でございますけれども、COD、全磷ともに環境基準は達成できませんでした。

また海域につきましても、CODは達成率50%でございますが、前年度と同水準だったわけでございます。また、全窒素、全磷ともに11年度まで達成すべき暫定目標値は達成したわけでございますが、環境基準自体は達成できておりません。

次に地下水でございますが、31ページをごらんいただきたいと思っております。概況調査の結果では、基準超過地点3地点でございますが、いずれもテトラクロロエチレンということでございます。基準の超過地点につきましては、汚染井戸周辺地区調査を実施いたしますとともに、過去の基準超過地点についても定期モニタリング調査を実施をいたしております。

次にダイオキシン類の調査結果でございますが、資料5の未規制有害物質等の水質調査に係る参考

資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんください。11年度に調査いたしました公共用水域のダイオキシン類の調査結果でございます。中川、荒川及び神田川の3つの河川の4地点で、水質の環境基準でございます1ピコグラムを超えております。最高値は、中川の平井小橋の2.0ピコグラム／リットルということになっております。

この原因でございますけれども、現段階ではわかっておりません。12年度以降、公共用水域の調査の充実、さらに事業所の立ち入り等を予定しておりますので、これらを重ねまして実態を明確にして、原因究明に結びつけたいと考えております。

次に11年度に実施いたしました地下水のダイオキシン類調査結果でございますが、9ページをごらんいただきたいと思います。最高地点で0.31ピコグラム／リットルということでございますが、環境基準を超える地点はございませんでした。

次に土壌の結果でございますが、15ページをごらんいただきたいと思います。最高地点で25ピコグラム／グラム、これは10年度調査では52ピコグラム／グラムというものが出たわけでございますが、いずれにいたしましても環境基準を超える地点はありませんでした。

次に11年度の内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンの調査結果でございますが、23ページをごらんいただきたいと思います。調査の対象といたしました66物質の中で、水質からは12物質、底質からは13物質を検出しております。大半の地点から検出されましたのは、ノニルフェノール、オクチルフェノール、ビスフェノールA、ベンゾフェノン等でございます。

以上で、公共用水域と地下水の水質測定結果、並びにダイオキシン類の調査結果、内分泌かく乱化学物質調査結果の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【横山会長】 ありがとうございます。それでは、ただいま武藤部会長及び都のほうからご説明ございました件につきまして、ご質疑、またご討議をお願いしたいと思います。

それでは、特別なご異議、ご意見等はないものと判断させていただきまして、それでは、この報告案を環境審議会としてお受けするというにさせていただきます。それでは、これは知事からの諮問でございますので、答申文を早速配付してください。

(答申文配付)

【横山会長】 それでは、答申文の朗読を事務局のほうにお願いいたします。

【事務局】 それでは、答申文を朗読させていただきます。

11都環審第43号

平成12年3月31日

東京都知事 石原 慎太郎 殿

東京都環境審議会

会長 横山 榮二

環境保全に関する答申(第13号)

平成12年1月14日付けで諮問のあった「平成12年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」は、下記のとおり答申する。

記

別添「平成12年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」のとおり定めることが適当である。

以上です。

【横山会長】 ありがとうございます。それでは、以上の答申を私のほうから知事に提出させていただきます。ありがとうございます。

続いて議事3、環境基本計画の進捗状況の点検(中間のまとめ)でございます。本件は昨年3月に環境審議会でご了承いただきまして、昨年の5月に企画政策部会に環境基本計画点検分科会を設置し、6月から点検作業に入っているところでございます。

それでは、磯部部会長のほうから審議経過、作業経過をひとつご説明いただきます。

【磯部委員】 企画政策部会をお引き受けしております磯部でございます。ただいまご紹介ありましたとおり、企画政策部会でこの環境基本計画の進捗状況の点検を行うわけですけれども、私自身は先ほどの公害防止条例のほうにかなり時間をとられておりましたので、こちら側の作業は点検分科会というものを設けまして、その分科会が中心となって点検作業を進めてまいりました。

分科会の座長は東大の花木委員にお願いいたしましたので、本来なら花木委員から審議経過のご報告をいただくのが一番よろしいのですが、本日どうしてもご都合がつかせませんでしたので、部会長の私からまず簡単に経過等をご報告し、詳細は事務局にお任せすることといたします。

資料6をごらんいただきたいと思います。これが中間のまとめの案でございます。一番最後のページ、35ページにこれまでの点検分科会の開催状況、並びに委員名簿を付してございます。点検分科会はこれまで合計6回開催しております。

重点事項として、これは目次を見ていただくとわかりますが、有害化学物質、自動車公害対策、地球環境対策、自然環境・緑の保全対策、水環境の保全・回復、こういう重点事項を中心に検討を行ってまいりました。

ぜひ申し上げておきたいのは、今回の点検作業はそのプロセスの全体にわたって、都民の皆さんに公開して行うということに特に留意した点です。もちろん基本計画をつくる時点でもそういう公開性は心がけていたわけですけれども、点検に当たってはさらに突っ込んで、毎回分科会の内容を環境保全局のホームページで紹介すること、それから昨年12月には公開点検の会というものを開催いたしまして、都民の皆さん、あるいは環境関係のNGO、NPOの方々からもご意見を伺いました。

そこで、本日の審議会でご了解をいただけますならば、この中間のまとめの形でこれを公表いたしまして、さらに多くの都民の皆さんからご意見をいただいた上で必要な修正を施し、本年夏ごろまでに最終報告書として取りまとめたいと考えております。

私からは以上でございますので、引き続きお願いいたします。

【梶原調整担当参事】 事務局、企画調整担当参事の梶原でございます。ご指示によりまして、私のほうから中間のまとめの内容について、ご説明、ご報告をさせていただきます。座って失礼いたします。

資料第6でございます。表紙をおめくりいただきまして、目次になってございます。全体で5つの節から

なっておりますが、省略をさせていただきます、本文のほうに入らせていただきます。

5ページでございます。お時間の関係で、恐縮ですが、特に重要なポイントのみということでお許しをいただきたいと思っております。第1、点検に当たってでございますが、点検の経緯は今、磯部部会長からもご紹介がございましたので省略をさせていただきます、2、点検の目的、ここをごらんください。

当初は、記載のとおり、環境基本計画の進捗状況の点検と、いまひとつ、計画目標を達成する上での問題点と課題を明らかにするということでしたが、点検の過程におきまして、その下にご覧いただけます環境基本計画自体について充実すべき点、まだ十分でない点もあると、この辺を明らかにしたいということになりまして、目的として加えたものでございます。

次に6ページをごらんいただきます。中ほど、第2、環境基本計画策定以降の環境を巡る状況変化でございます。ここでは、基本計画策定以降3年間の主な状況変化を完結にまとめております。第1に有害化学物質問題のクローズアップ、7ページに参りまして自動車公害問題、8ページに参りまして地球環境問題、さらに9ページに参りまして廃棄物対策と、4つの問題について状況の変化についてまとめております。

9ページ、第3でございますが、施策の方向の進捗状況に関する意見です。環境基本計画は環境保全に向けたさまざまな取り組みを施策の方向として示しておりますが、点検分科会での検討に合わせまして、今回、関連する事業の進捗状況調査を庁内各局を対象に実施いたしました。その結果は、24ページ以降に資料として取りまとめてございます。後ほどごらんいただきます。

点検分科会では、この取りまとめを検討材料といたしましてご審議をいただきました。9ページ以降で、有害化学物質対策など5つの重点課題について、公開点検の会などで都民・NPOの皆さんから提出されたご意見も含めて、進捗状況に関する意見が示されてございます。

まず9ページ1番、有害化学物質でございます。意見の1番目は、総量・蓄積量を捉えた施策の展開です。有害化学物質対策のほとんどは、排出される濃度に着目して行われておりますが、過去からの蓄積量も含め、環境中に排出される総量を捉えた施策の展開が必要だというご指摘をいただきました。

また、内分泌かく乱化学物質、リスク評価、PRTR制度などを環境基本計画に明確に位置づけるべきであるという趣旨のご指摘もいただいております。

めくって10ページをごらんください。10ページ、2番目は自動車公害対策です。ここではまず達成度を示す指標の明確化ということで、環境基準達成の意味合いを都民の健康との関係で鮮明にすべきであるというご指摘をいただきました。このほか、交通需要マネジメント、物流対策等に関してもご意見をいただいております。

右側11ページの下、地球環境対策をごらんください。ここではまず地球温暖化対策に関して、個々の施策ごとの二酸化炭素削減量を把握し、評価するべきだ、こういったご指摘をいただいております。そのほか、自主的な取り組みとその補完について、新エネルギーの活用などについての意見が記載されております。

めくって12ページ、下段からは、オゾン層保護対策について8点のご指摘をいただいております。

さらにおめくりいただきまして14ページをごらんください。自然環境・緑の保全対策です。ここでは、まず緑の施策の方向性の明確化として、現在の環境基本計画は緑施策に関して都市計画や全体の開発

の枠組みとの関連が弱く、強化が必要だというご指摘をいただいております。また、あわせて緑の保全の意義を、汚染の浄化、二酸化炭素の吸収などを含め、明確に示すべきだとのご意見もいただきました。このほかに、局間や区市町村との役割分担、都民参加の推進、地域や施設の特性に合わせた緑化の推進などについても、ご指摘がございます。

15ページをごらんください。水環境の保全回復です。(1)で水と緑の施策を一体化すべきとの意見をいただいております。水循環の回復や水質の改善を効果的に進めるためには、緑の保全回復を目指す施策と一体化していくことが必要とのご指摘です。

また、(3)水循環施策の推進については、地下水を都民共通の財産として位置づけることや、水管理の基本的なルールを創設すべきとのご意見がありました。このほか、地下水汚染対策、事業の評価及び評価指標、水環境を配慮したまちづくりなどについてのご指摘もあります。

16ページをごらんください。第4、東京都の環境行政の仕組みや制度の点検でございます。ここでは、環境基本計画に示された施策を効果的に進められるように、東京都の環境行政の仕組みや制度の問題点や課題をご審議いただきました。大きく4点ございます。

まず、環境基本計画を東京都の施策展開の中心に据える仕組みが未確立であるといったご指摘がございます。東京都環境基本条例では、都は環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとすると定めてございます。しかしながら、この規定を具体化するための仕組みが十分に整えられていないというご指摘で、各分野の施策に関連した計画策定にかかる調整、環境配慮の指針の活用への取り組みの不足、17ページに参りまして、都市計画や開発との関連が弱いというご指摘をいただいております。

次に17ページ、2でございます。NPOなどとのパートナーシップの推進ですが、環境基本計画はNPOや事業者などとのパートナーシップの推進を重視していますが、情報提供や役割分担の明確化、研究者との情報交換や協働などの面で一層の努力が必要とのご指摘をいただいております。

めくりまして18ページをごらんください。自主的行動とそれを補完する施策についてです。環境基本計画においては、目標を達成するための手法として、各主体の自主的な取り組みを数多く取り入れております。環境問題の解決には自主的な取り組みがますます重要性を増すものと考えられますが、その一方で、自主的行動に頼っていただけでは実効性の点で十分ではないと考えられる課題もございまして、現在の計画や施策において求めている自主的な行動がより一層推進できるような仕組みや、インセンティブを検討していくべきであるというご指摘をいただきました。その他の課題や問題点として、区市町村との連携、都民へのPRの不足、モニタリングの強化と情報提供についてご意見をいただいております。

19ページをごらんください。点検作業の過程で、現在の環境基本計画自体の不十分な点も明らかになって、今後改善ないし充実すべきと思われる点についてご指摘がございます。

まず、基本的な事項の目的設定のあり方についてですが、現在の環境基本計画では施策分野ごとの目標が定性的な表現に留まっているものが多く、進捗状況の客観的な評価が難しい。このため、もっと数値による目標設定を行う努力が必要とのご指摘でございます。

(2)の状況の変化への対応ですが、環境基本計画の策定以降3年間で多くの重要な問題がクローズ

アップされてまいりました。環境基本計画の内容の充実が必要であるといったご指摘でございます。

(3)配慮の指針のあり方ですが、配慮の指針、この部分の活用を図るためには、指針のあり方自体を再検討することが必要とのご指摘をいただいております。

めくって20ページをごらんください。環境基本計画の進行管理に関しまして、実施主体、対象範囲、方法など、具体的な事項を盛り込んでいくべきとのご指摘でございます。

最後に(5)施策の内容でございますが、環境基本計画には具体的な施策との関係がもう少し明確になるような構成が必要である。また、重点事項として定められ、既に計画づくり自体は終了してしまったものに関しては、次のステップを示す必要がある。さらに、環境基本計画の目標とISOの環境方針・目的・目標との関連を明確にしていくべきとのご指摘もいただいております。

20ページ中ほどから21ページ、22ページ、23ページにわたりましては、状況の変化に対応した新たな課題について、各分野ごとに整理した項目が記載してございます。24ページからは、先ほど申し上げたとおり資料編となっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上、大変雑駁でございますが、中間のまとめ(案)についてご説明を申し上げます。

【横山会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質疑、ご討論お願いいたします。どうぞ。

【藤岡委員】 私、この中で、20ページに書かれております基本計画のあり方についてですけれども、その中で進行管理に関する規定というところがあるんですけれども、今、報告されたように大変たくさん抱えているわけでありまして、この計画の実効性というのがどういうふうにしたら担保できるかということが大変重要だと思うし、それには進行管理というのをしっかりやっていかなければならないと思うんです。

そうした場合に、ここで規定が定まっていないというふうな指摘があるようなんですけれども、例えば川崎なんかは年次報告というのを出して、それを審議しているというようなことがあるんですね。そういうことでは一定の枠を切って、そこできちっと審議をしていくというふうな仕組みもつくっていかねばいけないんじゃないかと思ひますし、あるいは川崎の審議をする場である環境政策審議会というところの答申を見ますと、年度当初にその年の目標を定めて、そしてその結果について評価をしていくということを答申しているというようなことも聞いております。そういうふうなきめ細かにやっていくということが非常に必要ではないかなと。

これは策定されて3年経過しているわけなんですけれども、その間に環境のいろいろな分野での著しい変化というのも出てきていますので、その辺も加味しながら、そういうことを進めていく、進行管理を重視していくということが必要だと思います。

【横山会長】 ありがとうございます。

【磯部委員】 応援をいただいたと理解します。基本計画を最初つくった段階には、まだ進行管理なんていう概念もあやふやだったわけですね。それを何とか盛り込んだわけですね。3年たってこれをやっているわけなので、今後は、本当に定期的にやると固く決めちゃうのがいいのか、あるいはもう少し柔軟な動きができるようにしておくのがいいのかとか、まだ検討の余地はあると思うんですけれども、基本的な方向はおっしゃったとおりで、これを確実なものにしたいと思っております。

【横山会長】 ありがとうございます。ほかにどうぞ、ご意見がございましたらば、ご発言お願いいたします。どうぞ。

【島田委員】 私なんか小さいころ、よく父親、母親から「雷様の通り道があるんだ」ということを言われたんですね。昨年の6月か7月ごろ、雷雨が大きいのがありました。これのところに、私は西多摩に住んでいるものですから、自然の動きというのがよくわかるんですね。ずっと多摩川、秋川の筋を通って、東京湾に向かって、また戻ってきたんですね。そして、今度は東に行って、今までなかった練馬だとか豊島だとか池袋に都市水害、災害が起きたというような、気圧の変動による環境変化というものが、いつになく起きているような気がしてならないんですね。

これは温暖化現象、大気汚染とかいろいろあると思うんですが、ぜひ何らかの新たな調査をしていただくことをできればお願いをしたい。要望事項としてお願いしたいと思います。

【横山会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの島田委員からご要望事項ということで承っております。

ほかにご発言ございますでしょうか。はい、原科先生。

【原科委員】 先ほど公害防止条例のところの議論でもありましたけれども、環境負荷という点ですね。交通量、特に都市において交通量がどんどん増えていく。その根本はやはり、私、土地利用だと思うんですね。

10ページのところにも発生集中交通量への対策とありますけれども、ここでは交通量を新たに増加させない方法で施設立地をさせていかなければならないと、こう書いておられますね。このようなことは、やはり環境負荷を配慮した土地利用計画というのは環境基本計画の中にしっかりやっておかないと、できないんですね。

そういうことで、例えば17ページで都市づくりとの連携と書いてございますけれども、先ほどもご説明がありました、都市計画や開発との関連が弱いということが書いてありましたので、この辺をより具体的に、都市利用計画において環境負荷軽減の観点から、そういう配慮をしていくと。

具体的に言いますと、新しい施設計画、建築物などをつくる場合に、総合設計などで容積を随分緩和しているんですね。これは明らかに交通量が過大になるんです。ただ、これは個別の開発行為に関しましては、全体がもう大気汚染がすごいですから、汚染の負荷のほんのわずかなんですね。ですから、わずかだから、まあいいやとなるんですね。

ところが、それが10カ所いきますと、結構行くんですね。その結果、この数十年の結果、東京は大変ななったので、そういう累積的な影響をチェックすることが必要なんですね。それは幾つかの方法がありますけれども、基本的には土地利用計画なんですね。ですから、土地利用計画の見直しとか、あるいは容積の見直しなんていうときに、必ずこの環境負荷側からチェックするようなことをお願いしたいと思いますね。そういう仕組みづくりを私はぜひともお願いしたいと思います。

これは公害防止条例のときにも議論いたしましたよね。磯部先生がさっきおっしゃったように、これはなかなか防止条例の条例という内容にはなじまないかもしれないけれども、大変重要なことだと。こういったことも配慮するということは答申案にもさっき書いてありましたけれども、そういうことがございますので、ぜひそういった連携プレーをお願いしたいと思います。

【横山会長】 大変貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、いかがでございましょうか。さらにご意見ございますでしょうか。

それでは、ただいま皆様方のお手元にございます環境基本計画の点検の中間のまとめを環境審議会として了承したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横山会長】 はい。ありがとうございました。それでは了承させていただきます。

それでは続きまして、議事4のほうに入りたいと思いますが、これは都のほうからのご説明になると思いますので、お願いいたします。

【井手助成指導部長】 助成指導部長の井手でございます。東京都地域冷暖房計画区域の2カ所の指定と、これにかかります計画の策定内容につきまして、概要をご報告申し上げます。座らせていただきます。

資料7をごらんいただきたいと存じます。東京都といたしまして、これまで大気汚染防止並びに省エネルギーを目的といたしまして、東京都公害防止条例に基づきまして地域冷暖房の普及に取り組んでまいりました。現時点で計画区域が既に指定されておりますのが68カ所ございまして、このうち61カ所で地域冷暖房によります熱供給事業が実施されておるところでございます。

今回ご説明申し上げます指定につきましては、東京都地域冷暖房推進委員会におきまして専門的な検討等、所定の手続を経まして決定したものでございます。指定の内容について申し上げます。

めくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。まず1カ所目でございますが、東品川四丁目地域冷暖房計画についてでございます。計画区域が、右側の3ページに地図が示してございまして、京浜急行青物横町駅の東側でございまして、太線で囲む約13.9ヘクタールの範囲でございます。

計画の主な内容は左側の2ページに掲げてございまして、地域冷暖房のプラントにつきましては、再開発事業で建設されます店舗棟の地下に設置されます。熱源といたしましては都市ガスでございまして、これによりまして冷水及び蒸気を供給する計画でございます。熱供給の対象となっております建物は、先ほどの3ページのところで斜線で示してあるとおりでございます。熱供給の開始時期は平成14年10月を予定しているところでございます。公示につきましては、昨年12月1日に行いました。

次に4ページをごらんいただきたいと存じます。六本木六丁目地域冷暖房計画についてでございます。計画区域につきましては、同じく右側の5ページに地図が掲げてございまして、六本木通りの南側の太線を囲む約12.7ヘクタールの範囲でございます。

計画の主な内容でございますが、左側4ページに書いてございまして、地域冷暖房のプラントにつきましては、再開発事業で建設されます事務所棟の地下に設置されます。熱源といたしましては都市ガスで、冷水及び蒸気を供給する計画でございます。熱供給の対象となっております建物は、5ページの地図で先ほど同じように斜線で描いてある部分でございます。熱供給開始の時期といたしましては、平成15年5月を予定してございまして、公示につきましては、4月中に公示をする予定でございます。

以上、簡単でございますが、地域冷暖房に関します報告を終わらせていただきます。

【横山会長】 ありがとうございます。では、ただいまの地域冷暖房計画に対します報告につきまして、

ご質問ございますでしょうか。どうぞ。

【坂本委員】 地域冷暖房計画は非常に集中的にやると効果があるということは承知しているんですが、比較的交通量の多いところでやりますと、電気から都市ガスに切りかわった場合、NO_xがどうなっているかということがあると思うんですが、CO₂、NO_xのエリアとしての削減量はどのくらいでしょうか。これは簡単で結構でございますが、教えていただければありがたいと思います。

【井手助成指導部長】 品川のほうでございますが、品川4丁目地区についてでございますが、まず窒素酸化物でございますが、これにつきましては21%削減、これはキログラムを年で換算してございます。それから二酸化炭素につきましては、残念ながら少のうございまして、3%という推計でございます。

また六本木6丁目につきましては、窒素酸化物で22%ございまして、実はこの六本木6丁目が特定電気事業と合わせて実施するという関係でございまして、実はCO₂につきましては1%程度の削減しかならないというふうに理解をしております。

以上でございます。

【横山会長】 坂本委員、よろしいでしょうか。はい。

ほかにいかがでございますか。

それでは、以上をもちまして、この件の報告は終わらせていただきます。

次に、環境審議会の運営要領につきまして改正を少しさせていただきたいということでございます。事務局のほうからお願いいたします。

【梶原調整担当参事】 企画調整担当参事の梶原でございます。東京都公文書の開示等に関する条例を全面改正いたしました東京都情報公開条例が本年1月から施行されております。この条例の趣旨を踏まえまして、当環境審議会に關係する情報についても、その公開を一層促進するために、会長が審議会に諮って定めることとされております東京都環境審議会運営要領の一部を改正することについて、ご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、資料8の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。下線部が改正部分でございますが、めくりまして2ページの第6をごらんください。分科会の審議を審議会及び部会同様に公開にする。このこととともに、東京都情報公開条例第7条各号に掲げます非開示情報にかかる案件を調査審議する場合には、一部または全部を非公開にすることができるとしたものでございます。

なお、東京都情報公開条例につきましては、参考資料として、資料8の下でございましょうか、お配りしてございますのでご参照いただきたいと思います。

次にその下、第7をごらんください。傍聴に関する手続の規定を整備したものでございます。右側第3ページの第8は、議事録等に関する規定を新たに整備したものでございます。なお、本要領は明日4月1日から施行することとさせていただきます。

また4ページは、審議会の幹事の一覧でございますが、環境局設置に伴いまして幹事の名称を改めたものでございます。以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。ただいま運営要領の一部改正をご提案させていただいたところでございます。ご質問、ご討議ございますでしょうか。

【原科委員】 簡単な質問で、ちょっと確認なんですけど、議事録の定義なんですけど、よく議事録公開と

いいますときに発言者名を伏せたりすることがございますけれども、この場合の議事録というのは発言順に発言者名も書いてあるという、そういうものと考えてよろしゅうございますか。

【梶原調整担当参事】 公開されているものでございますので、お名前についても原則として記載というふうに考えておりますが。

【原科委員】 と申しますと、一部非公開にできますよね、場合によっては議論でも。そうすると、そのところで名前が見えないと、なかなか議論の流れがわからなくなっちゃうんですね。ですから、それが公開されるのは当然そのとおりだろうと思いますが、非公開部分の扱いがどうなるか。同じ扱いになりますか。これは極めて重要だと思うんですよ。

【梶原調整担当参事】 非公開とされた場合には、審議会のほうでお決めいただきまして、その部分についてお名前を削除するということができるかと思えます。

【原科委員】 それではぜひ、なるべく削除しないようにしていただきたいと思えます。そうしないと、流れが本当にわからなくなるんですよ。

【横山会長】 ありがとうございます。議事録の作成につきましては十分に注意して進めたいと思えます。

では、それ以外に特別なご意見がないようでございますので、運営要領の一部改正、原案どおりに了承させていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横山会長】 はい。ありがとうございます。

それではもう1件ございます。最後は環境局の設置について、ご報告をお願いいたします。

【梶原調整担当参事】 梶原でございます。環境局の設置と、それに伴います変更についてご報告をさせていただきます。

清掃事業の特別区への移管を機に、明日から環境保全局と清掃局の組織が再編されまして、環境局が設置されます。これに際しまして、これまでの東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部が改正されまして、名称も東京都廃棄物条例となります。これとともに、区部における清掃事業のあり方などを審議してまいりました東京都清掃審議会が、今後、府県としての廃棄物行政のあり方や産業廃棄物処理計画について審議を行います東京都廃棄物審議会となります。

これに伴いまして、これまで当環境審議会で、5年ごとでございましょうか、審議をお願いしてまいりました産業廃棄物処理計画につきましては、産業廃棄物対策の一環といたしまして、この廃棄物審議会のほうで審議をお願いすることとなります。

以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。ただいま環境局設置に伴います諸般につきましてご報告いただいたわけでございますけれども、何かご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【横山会長】 それでは、特にないようでございますので、どうもご報告ありがとうございました。

それでは、予定されました時間、若干延びたようでございますけれども、私の心づもりしておりました時間にはほぼ本審議会の6件の審議を終えさせていただいたと思えます。それでは、そろそろ最終、閉め

ることになります。その前に斉藤局長のほうからごあいさつがございます。

【斉藤環境保全局長】 会長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。先ほど横山会長から石原知事に答申をいただきました東京都公害防止条例の改正につきまして、数々の新しい仕組みも盛り込んでいただいております。21世紀に向けて環境行政の新たな展開を図るという観点から、大変重要な内容であると受けとめさせていただいております。また、このご審議の過程でいただきましたさまざまなご意見についても十分踏まえまして、すばらしい条例づくりを積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

その他の議案でございました水質の測定、あるいは環境基本計画の進捗状況の点検の中間のまとめについてもきちんと踏まえまして、明日から環境局になるわけでございますが、環境局として、環境審議会の意向を踏まえて適切に対応していきたいというふうに思っております。

環境局としてスタートするわけでございますけれども、都民の健康を守るため、環境局の職員一丸となりまして環境問題の解決に取り組んでまいりますので、どうぞ皆様、新生環境局にも引き続き変わらぬご支援とご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【横山会長】 それでは、ここで終わるわけでございますけれども、開始時にごあいさついたしましたので、終わりに当たりまして私のほうから一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

本日、おかげさまをもちまして、知事諮問でございます東京都公害防止条例の改正に関します答申を知事のほうに提出することができました。まだまだいろいろとご意見もあることは十分承知しておりますが、本答申は、都民の健康を守り、安全な生活環境を確保し、良好な環境を将来の世代に継承する、そして環境負荷の少ない、持続的発展の可能な都市を構築するという東京都環境基本条例の理念には沿ったものであったと私は思っております。

どうも長い間、環境審議会の委員の皆様にはご協力いただきまして、ありがとうございました。特に特別部会及び分科会の委員の方は、1年間にわたりまして30回に近い会合を重ねていただきました。感謝の言葉もございません。また、斉藤局長を初めといたします環境保全局、あしたから環境局になりますが、職員の方々のご協力もまことにありがとうございました。

なお、環境局の皆様方はこれから条例それ自身、また各種の指針の作成など、さらに一層のお働きをお願いしなくてはなりません。全国自治体のトップリーダーとしての役割を十分に果たされますことを期待しております。以上、簡単でございますけれども、お礼の言葉とさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

以上をもちまして、第14回環境審議会は終わらせていただきます。ありがとうございました。